令和五年十一月

島根県鳥獣保護区等位置図（令和５年度）

一法令違反と銃猟事故を撲滅しましょう一

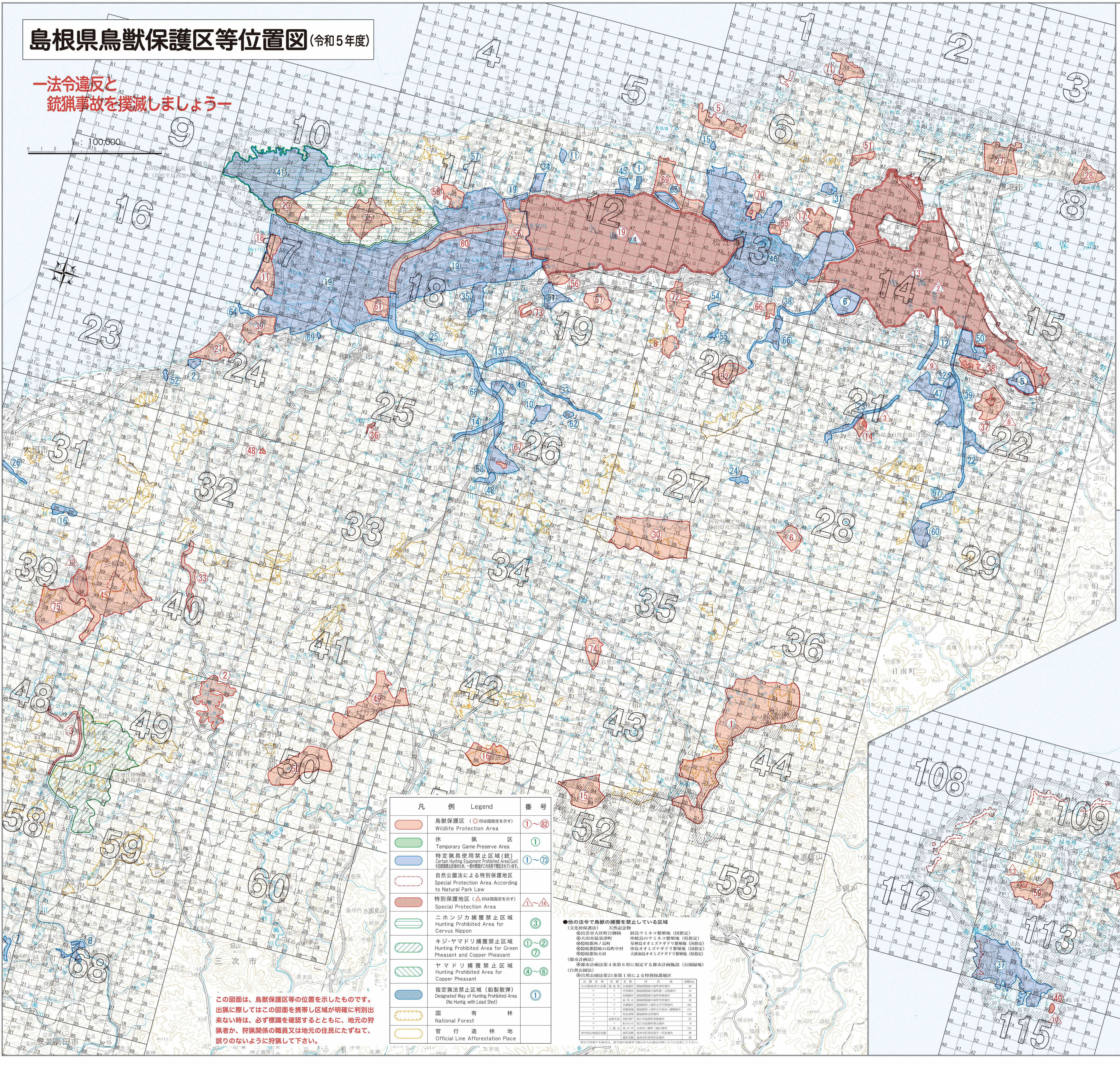

凡例 Legend		番号
🟥	鳥獣保護区（◎印は国指定を示す） Wildlife Protection Area	①～㊇
🟩	休猟区 Temporary Game Preserve Area	①
🟦	特定猟具使用禁止区域(銃) Certain Hunting Equipment Prohibited Area(Gun) ※旧銃猟禁止区域のため、一部の標識がこの名称で標記されています。	①～(73)
▭	自然公園法による特別保護地区 Special Protection Area According to Natural Park Law	
▨	特別保護地区（△印は国指定を示す） Special Protection Area	△1～△14
▤	ニホンジカ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Cervus Nippon	◎3
▨	キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Green Pheasant and Copper Pheasant	①～② ⑦
▨	ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Copper Pheasant	④～⑥
▦	指定猟法禁止区域（鉛製散弾） Designated Way of Hunting Prohibited Area (No Huntig with Lead Shot)	①
▭	国有林 National Forest	
▭	官行造林地 Official Line Afforestation Place	

●他の法令で鳥獣の捕獲を禁止している区域

（文化財保護法）　天然記念物

⊙出雲市大社町日御碕	経島ウミネコ繁殖地（国指定）
⊙大田市温泉津町	沖蛇島のウミネコ繁殖地（県指定）
⊙隠岐郡西ノ島町	星神島オオミズナギドリ繁殖地（国指定）
⊙隠岐郡隠岐の島町中村	沖島オオミズナギドリ繁殖地（国指定）
⊙隠岐郡知夫村	大波加島オオミズナギドリ繁殖地（県指定）

（都市計画法）

⊙都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設（公園緑地）

（自然公園法）

⊙自然公園法第21条第１項による特別保護地区

公園名称	位置	名称	所在地	面積(ha)
大山隠岐国立公園	隠岐島	白島海岸	隠岐郡隠岐の島町西村地内	48
〃	〃	中村海岸	隠岐郡隠岐の島町湊・元屋地内	14
〃	〃	布施海岸	隠岐郡隠岐の島町布施地内	20
〃	〃	高尾山	隠岐郡隠岐の島町中村地内	18
〃	〃	耳浦海岸	隠岐郡西ノ島町大字宇賀地内	161
〃	〃	国賀地域	隠岐郡西ノ島町大字美田・浦郷地内	174
〃	〃	知夫赤壁	隠岐郡知夫村地内	118
〃	島根半島	加賀の潜戸	松江市島根町加賀地内	27
〃	〃	多古の七つ穴	松江市島根町多古地内	8
〃	三瓶山	室の内	大田市三瓶町三瓶山地内	141
西中国山地国定公園		表匹見峡	益田市匹見町道川・匹見地内	38
〃		裏匹見峡	益田市匹見町匹見地内	39

周辺で狩猟する場合は、該当地の役場等で確かめられ違反が無いように注意して下さい。

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。出猟に際してはこの図面を携帯し区域が明確に判別出来ない時は、必ず標識を確認するとともに、地元の狩猟者か、狩猟関係の職員又は地元の住民にたずねて、誤りのないように狩猟して下さい。

（不許複製）

島根県

●島根県では、出雲北山山地(出雲市の一部)のニホンジカ捕獲禁止区域を除き、ニホンジカの1日の捕獲頭数の制限を設けていません。

●出雲北山山地については、引き続きニホンジカ捕獲禁止区域を設定し、ニホンジカの狩猟を禁止としています。

●島根県では、イノシシ、ニホンジカの狩猟期間を11月1日から2月末日までとしています。

●環境省告示により、島根県におけるツキノワグマの捕獲は、令和9年9月14日まで禁止されています。

●狩猟道徳を守りましょう。

●狩猟マナー

1．狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。
2．獲物の数を誇るような風習をやめること。
3．確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
4．わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、ただちに放獣すること。
5．半矢にした場合は、追跡して回収すること。
6．先着の狩猟者の先廻りをしないようにすること。
7．他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
8．他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、これを拾って引渡すこと。
9．農耕地や幼齢造林地に踏み込んで、所有者に被害を与えないようにすること。
10．山火事を起こさないように注意すること。
11．電線、電話線に注意すること。

近年狩猟による事故が多発しているので、次のことに注意してください。

(1) 安全装置を過信しないこと。
(2) 矢先を確かめ、安全と猟獲の自信がなければ発射しないこと。
(3) 疲労を覚えたならば、狩猟を中止すること。
(4) 山林内の作業箇所の人身事故に注意すること。
(5) 登下校の時間帯には、人身事故に注意すること。

●標識（足環）のついた鳥獣を捕獲した場合は、農林水産振興センター、農林水産振興センター地域事務所又は隠岐支庁農林水産局へ下記の事項を連絡願います。

記

鳥獣名・捕獲年月日・捕獲場所・標識記号及び番号

鳥獣行政の仕事を取り扱っているところ

区分	主管部課	所在地	郵便番号	電話番号
本庁	農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室	松江市殿町1	690-8501	0852-22-5160
地方機関	東部農林水産振興センター 林業振興課	松江市東津田町1741－1	690-0011	0852-32-5664
	東部農林水産振興センター 雲南事務所 林業普及第二課	雲南市木次町里方531－1	699-1311	0854-42-9556
	東部農林水産振興センター 出雲事務所 林業普及第二課	出雲市大津町1139	693-8511	0853-30-5579
	西部農林水産振興センター 林業振興課	浜田市片庭町254	697-0041	0855-29-5604
	西部農林水産振興センター 県央事務所 林業普及第二課	邑智郡川本町大字川本265－3	696-8510	0855-72-9563
	西部農林水産振興センター 益田事務所 林業普及第二課	益田市昭和町13－1	698-0007	0856-31-9571
	隠岐支庁農林水産局 林業振興・普及第二課	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	685-8601	08512-2-9647
一般社団法人島根県猟友会事務局		松江市母衣町55	690-0886	0852-22-4129

日の出前、日没後の銃猟は、禁止されています。

◎出猟の際は、日の出、日没の時刻をテレビ、ラジオ、新聞等で確認のうえ、出猟してください。

●島根県主要地の日の出・日没時刻表

月日	区分	松江	浜田	隠岐の島
11月1日	日の出 日没	6：29 17：14	6：32 17：18	6：29 17：11
11月15日	日の出 日没	6：42 17：02	6：45 17：07	6：43 16：59
12月1日	日の出 日没	6：58 16：55	7：00 17：00	6：58 16：52
12月15日	日の出 日没	7：09 16：56	7：11 17：02	7：10 16：53
1月1日	日の出 日没	7：17 17：05	7：19 17：11	7：18 17：02
1月15日	日の出 日没	7：17 17：18	7：19 17：23	7：17 17：15
2月1日	日の出 日没	7：08 17：35	7：11 17：40	7：08 17：32
2月15日	日の出 日没	6：55 17：49	6：58 17：54	6：55 17：47
2月29日	日の出 日没	6：39 18：02	6：42 18：07	6：38 18：01

●島根県における国有林及び県有林で狩猟する場合

常時伐木、造林作業のための作業員が仕事に従事している場合が多く、十分注意する必要があります。できるだけ責任者の承諾を得てから行動してください。国有林へ入林する場合は「入林届」の提出にご協力ください。

●ＮＴＴからのお願い

県内には、重要な電話線が各市町村にまたがって架設されております。狩猟期での散弾銃による電話線の被害は、一度被害を受けると通話不能となり、社会全般に迷惑をかけることになります。

狩猟者の皆さんは、電話線が通過している場所では十分注意していただき、事故のないように狩猟をしていただきますようお願いします。

なお、電話線の通過等、詳しくは最寄のＮＴＴへおたずねください。

● 狩猟者登録証の返納について（鳥獣保護管理法第66条関係）

法律により捕獲場所の報告が義務づけられています。

狩猟者登録証裏面の報告様式「狩猟カレンダー」に、狩猟時期、猟の種類、捕獲場所、目的の鳥獣名、捕獲数等を記入の上、狩猟期間が満了してから30日以内に登録証を返納してください。

（記入例）

狩猟者登録証

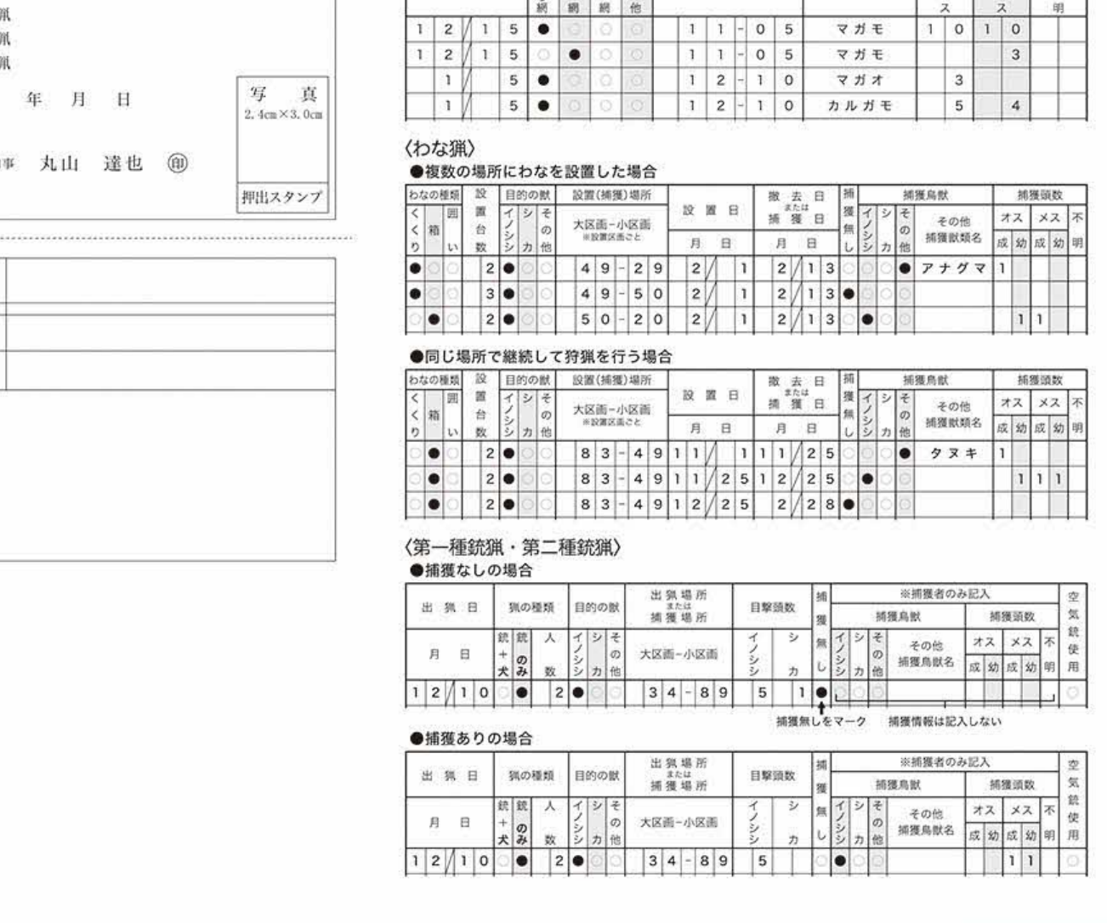

05 狩猟者登録証
網猟
わな猟
第1種銃猟
第2種銃猟
年　月　日
写真 2.4cm×3.0cm
島根県知事　丸山　達也　㊞
押出スタンプ

住所	
ふりがな 氏名	
生年月日	
備考	

〈網猟〉

捕獲日 月日	むそう網	はり網	つき網	その他	捕獲場所 大区画-小区画	捕獲した鳥獣種 ※カモは種類別	捕獲羽数 オス	メス	不明
12/15	●	○	○	○	11-05	マガモ	10	10	
12/15	○	●	○	○	11-05	マガモ		3	
1/5	●	○	○	○	12-10	マガオ	3		
1/5	●	○	○	○	12-10	カルガモ	5	4	

〈わな猟〉

●複数の場所にわなを設置した場合

わなの種類 くくり	箱	囲い	設置台数	目的の獣 イノシシ	シカ	その他	設置(捕獲)場所 大区画-小区画 ※設置区画ごと	設置日 月日	撤去日または捕獲日 月日	捕獲無し	捕獲鳥獣 イノシシ	シカ	その他	その他捕獲獣類名	オス成	オス幼	メス成	メス幼	不明
●	○	○	2	●	○	○	49-29	2/1	2/13	○	○	○	●	アナグマ	1				
●	○	○	3	●	○	○	49-50	2/1	2/13	●	○	○	○						
○	●	○	2	●	○	○	50-20	2/1	2/13	○	●	○	○			1	1		

●同じ場所で継続して狩猟を行う場合

わなの種類 くくり	箱	囲い	設置台数	目的の獣 イノシシ	シカ	その他	設置(捕獲)場所 大区画-小区画 ※設置区画ごと	設置日 月日	撤去日または捕獲日 月日	捕獲無し	捕獲鳥獣 イノシシ	シカ	その他	その他捕獲獣類名	オス成	オス幼	メス成	メス幼	不明
○	●	○	2	●	○	○	83-49	11/1	11/25	○	○	○	●	タヌキ	1				
○	●	○	2	●	○	○	83-49	11/25	12/25	○	●	○	○			1	1	1	
○	●	○	2	●	○	○	83-49	12/25	2/28	●	○	○	○						

〈第一種銃猟・第二種銃猟〉

●捕獲なしの場合

出猟日 月日	銃＋犬	銃のみ	人数	目的の獣 イノシシ	シカ	その他	出猟場所または捕獲場所 大区画-小区画	目撃頭数 イノシシ	シカ	捕獲無し	※捕獲者のみ記入 捕獲鳥獣 イノシシ	シカ	その他	その他捕獲鳥獣名	オス成	オス幼	メス成	メス幼	不明	空気銃使用
12/10	○	●	2	●	○	○	34-89	5	1	●	○	○	○							○

捕獲無しをマーク　捕獲情報は記入しない

●捕獲ありの場合

出猟日 月日	銃＋犬	銃のみ	人数	目的の獣 イノシシ	シカ	その他	出猟場所または捕獲場所 大区画-小区画	目撃頭数 イノシシ	シカ	捕獲無し	※捕獲者のみ記入 捕獲鳥獣 イノシシ	シカ	その他	その他捕獲鳥獣名	オス成	オス幼	メス成	メス幼	不明	空気銃使用
12/10	○	●	2	●	○	○	34-89	5		○	●	○	○				1	1		○

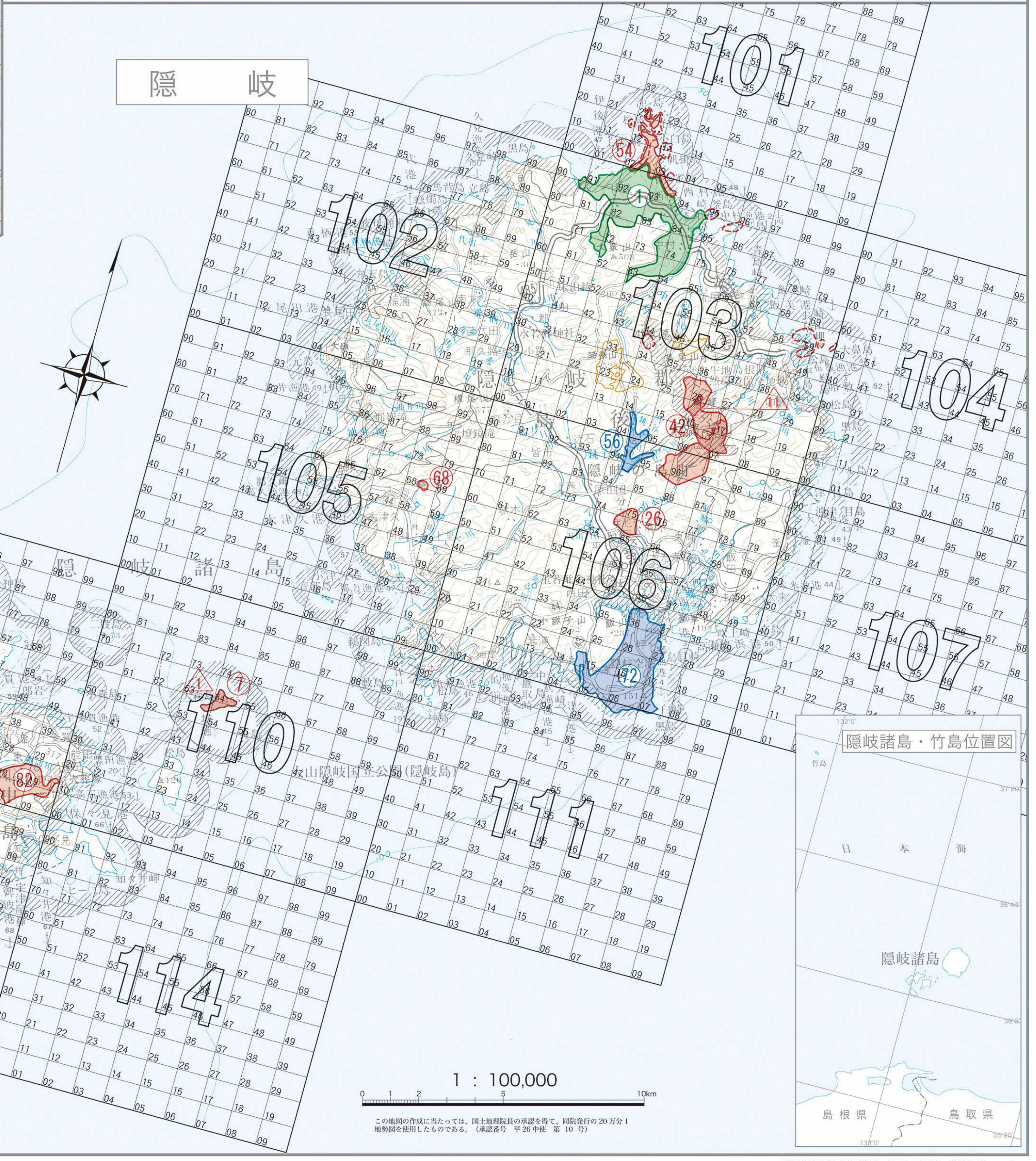

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を使用したものである。（承認番号　平26中使　第10号）

広島市中区千田町1丁目8番3号　☎082（245）3082　(株)中央ジオマチックス